

令和 2 年度第 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 2 年 8 月 4 日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線 5 6 7 7〕

① 件 名					
共同住宅の省エネ性能評価に関する申請手数料算定方法の見直しについて					
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）					
【背景】 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の一部改正により、戸建住宅・小規模建築物の省エネ性能評価が令和 3 年度から必要となり評価対象が増加するのに伴って、事務の効率化を図るために従来の評価方法に加えて新たな簡易評価方法が規定されたことを受け、石巻市手数料条例に定める共同住宅の省エネ性能評価に関する申請手数料算定方法の見直しが必要となった。					
【目的】 省エネ性能の基準に応じた適切な手数料の徴収を行う。					
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性					
【根拠法令】 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号） 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号） 石巻市手数料条例（平成 1 7 年条例第 6 5 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・ <input type="checkbox"/> 又は 〔個別計画との整合性〕】					
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）					
令和元年 5 月 建築物省エネ法の一部を改正する法律の公布（令和 3 年 5 月全面施行） 1 1 月 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（同月施行）					
⑤ 主な内容					
(1) 建築物省エネ法に基づく見直し					
① 共同住宅の共用部分を除いた評価方法の追加（※建築物省エネ法第 2 9 条・第 3 6 条の申請に適用） 共同住宅の共用部分を除いて評価計算が行えるようになったため、手数料の算定から共用部分を除くことができることとする。共用部分を面積換算で除くため、算定方法を現行の「住戸数」から「床面積」に変更する。					
② 共同住宅の評価方法の簡素化（※建築物省エネ法第 3 6 条の申請のみに適用） 共同住宅の評価計算において、住戸毎に計算していたものをフロア毎に行えるようになったため、算定方法を現行の「住戸数」から「床面積」に変更する。					
表 1 建築物省エネ法第 2 9 条による申請手数料表					
改正後		現行		手数料（変更無し）	
建築物の床面積合計		建築物の住戸数		認定申請に係る手数料	変更認定申請に係る手数料
$A \leq 300 \text{ m}^2$		5 戸以内のもの		65,200 円	32,600 円
$300 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$		6 戸を超え、15 戸以内のもの		108,000 円	54,000 円
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$		16 戸を超え、45 戸以内のもの		185,000 円	92,500 円
$5,000 \text{ m}^2 < A$		46 戸を超えるもの		266,000 円	133,000 円

表2 建築物省エネ法第36条による申請手数料表

改正後	現行	手数料(変更無し)
建築物の床面積合計	建築物の住戸数	認定申請に係る手数料
$A \leq 300 \text{ m}^2$	5戸以内のもの	31,000円
$300 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	6戸を超え、15戸以内のもの	53,800円
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	16戸を超え、45戸以内のもの	97,500円
$5,000 \text{ m}^2 < A$	46戸を超えるもの	147,000円

(認定による効果)

- ・第29条：建築基準法の緩和が受けられる。
- ・第36条：基準認定の表示が可能になる。※建築基準法の緩和は無い。

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法(以下「低炭素法」という。)に基づく見直し

低炭素法の省エネ性能評価の認定基準は、建築物省エネ法の評価方法を準用しているため、上記(1)①と同様に、共用部分を除いて評価計算が行えるようになり、それに伴い、手数料の算定から共用部分を除くことができることとする。なお、申請手数料表の変更は無い。

(認定による効果)

- ・税制上(住宅ローン減税、所得税、登録免許税)の優遇措置を受ける事ができる。

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

関係法令に基づく関係条例の見直しにより、省エネ性能の基準に応じた適切な手数料の徴収を行うことができる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【宮城県内の特定行政庁の施行状況】

施行済み：宮城県(R2.4)、仙台市(R2.4)、塩釜市(R2.7)  
 施行予定：大崎市(R3.4)

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年9月 市議会第3回定例会に石巻市手数料条例の一部改正について提案  
 (施行予定年月日：令和2年10月1日)  
 令和3年5月 建築物省エネ法の一部を改正する法律の全面施行

⑨ その他

【これまでの認定実績(平成28年度から令和元年度)】

建築物省エネ法：合計7件、低炭素法：合計6件